

マイナンバー制度の円滑な運営のための 財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、市町村には個人番号カードの交付対応が求められています。現在、直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への関連事務の委任に係る市町村の交付金については全額が国庫補助で措置される一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、総額40億円を各市町村の人口割で案分した額を国庫補助金として交付申請することとされています。そのため、本来、全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、市町村は財源負担を強いられることになっています。また、来年度以降市町村に対し十分な補助金が確保されるのかは明確にされていません。

よって、政府は、自治体の負担軽減のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 来年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金の全額を国の負担とし、十分な予算措置を行うこと。
2. 個人番号カードの円滑な交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備等に係る経費の全額を国の負担とし、十分な予算措置を行うこと。
3. 地方自治体の予算編成等に支障が出ないように、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入のために必要な情報を適時適切に提供すること。
4. マイナンバー制度の円滑な導入に向け、研修用ガイドブックの作成や研修会の開催など、自治体職員や地域の事業者に対する十分な支援を実施すること。
5. 簡易書留郵便で配達できなかった通知カードの受取人の所在調査に要する市町村の経費の負担軽減を図ること。
6. マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や、個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知、広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月21日

枚方市議会議長 大森 由紀子

〈提出先〉

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

社会保障・税一体改革担当大臣

国税庁長官